

事業名	所管課	事業内容 (人数等は平成25年度数値)
介護職員養成支援事業	長寿社会課 (人材派遣会社へ委託)	介護人材の育成・確保を指すとともに、介護サービスの質、量を引き上げることが目的として、介護に関する資格を有しない離職失業者等が、介護施設等で働きながら介護職員初任者研修を受講・修了できるような支援を行う。 事業実施方法は以下のとおりである。 ① 県が民間人材派遣会社に事業運営を委託 ② 人材派遣会社が失業者を雇用 ③ 被雇用者は人材派遣会社が実施(又は外部への委託)する介護職員初任者研修を受講 ④ 人材派遣会社は被雇用者を受け入れる介護施設を確保し、派遣 ⑤ 被雇用者は介護業務に従事しながら介護職員初任者研修を受講・修了し、施設への就職を目指す。(人材派遣会社の雇用期間は5か月間であるが、その間の給与、研修費等は委託料に含まれている。人材派遣会社は被雇用者の施設への就職を支援する。) ・平成25年度雇用者数 124名 (予定雇用者数 160名)、うち、介護施設で常勤雇用 75名(就職率60.5%) ・事業費 158,851千円(当初予算 260,139千円)
やまなし・しごと・フライング事業	労働雇用課	山梨県 JA 会館 5階に、若者向けの就業支援窓口「ジョブカフェやまなし」や、県と国が一体的に求職者への就業・生活相談に応ずる山梨県求職者総合支援センターを設け、ハローワークと県の就業支援窓口が併設された状況で就業支援を行う。 ・就職確認数 1,987件 ・平成25年度事業費 24,682千円

② 福祉サービス向上に関連する主な事業

事業名	所管課	事業内容 (人数等は平成25年度数値)
山梨県福祉サービス向上等支援事業	福祉保健総務課 (社会福祉法人山梨県社会福祉協議会へ委託)	福祉サービスの利用者及び事業者双方の利益に資すること、及び社会福祉施設の適正かつ安定的な経営・入所者処遇の向上等をめざし専門家による指導・援助を行う体制を整備し、もって、社会福祉施設の施設運営全般の質的向上に資することを目的として、福祉サービスの第三者評価の推進及び標準化を図り、福祉サービスの質の向上と福祉サービスに係る情報提供を行う。 主な細事業ごとの補助金額及び概要 ① 福祉サービス評価推進機材設置事業 補助金予算(基準額) 627,359円 補助金確定額(実費相当額) 203,697円 ② 福祉施設経営指導事業 補助金予算(基準額) 3,306,638円 補助金確定額(実費相当額) 3,258,463円

(3) 介護福祉士等修学資金貸付事業について

指 摘 (Ⅲ-1 (3))  
県は、福祉・介護現場等への人材の確保・定着を促進するため介護福祉士等の修学資金について貸付事業を行っているが、返還義務のある被貸与者に対する督促や現状確認を2年超の期間に亘り実施している貸付が複数存在している。中には被貸与者の住所等が不明な貸付も存在している状況にある。これは、現在返還義務のある被貸与者への対応手続について明確な規程やルールがなく、また不納欠損処理要件(回収不能処理要件)が死亡や心身の故障といった限定的なものとして規定されているため、対応及び処理をすることが出来なかつたことによる。  
今後、残高のある被貸与者について現状の再調査を実施する必要がある。さらに、返還義務のある被貸与者への対応手続について明確な規程やルールを整備し、全部又は一部が免除されない被貸与者については、当該規程等に則り、債権回収に向けた手続を実施すべきである。加えて、転居により住所等不明な案件については、近隣住民への聞き込みなど、一定の調査を行ってもなお、不明な場合には、速やかに不納欠損処理(回収不能処理)を実施するよう規程やルールを定め、回収が不可能と判断される貸付に関しては、速やかに不納欠損処理(回収不能処理)を行うべきである。

① 事業の目的

介護福祉士等修学資金貸付事業は、今後、高齢者人口の増加が見込まれている中、福

社・介護現場等への人材の確保・定着を促進するため、介護福祉士等養成校の学生に対して、資格の取得・必要な知識や技術のスキルアップを支援する目的で、介護福祉士等の修学に係る資金の貸付を行う事業である。

② 事業の概況

当該事業による貸付は、山梨県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例に記載の通り、県の指定した施設において5年間従事することで返済を免除される。

平成26年9月10日時点の、山梨県介護福祉士等修学資金貸付事業による貸付け状況の概要は以下に示すとおりである。

【被貸与者数】

全額免除 一部返還	一部免除 一部返還	全額返還	猶予中	貸与中	未処理者 (注)	合計
47名	20名	13名	13名	0名	6名	99名

(注)未処理者とは一部返還や全額返済の方針決定はされているが、本人からの申請がな  
く処理が出来ない者をいう。

【貸与金額】

全額免除及び一部免除の総額	51,587,990円
全額返還及び一部返還の総額	15,956,010円
猶予中(指定業務従事中)の総額	15,096,000円
貸与中の総額	0円
未処理者の総額	4,752,000円
計	87,392,000円

(出典:福祉保健総務課提供「山梨県介護福祉士等修学資金貸付制度」(貸付け状況)

当該事業の趣旨を踏まえれば、疾病や出産等の特段の事情がある場合を除き、本来被  
貸与者全員が全額免除となることが望ましい。また、やむを得ず一部返還・全額返還と  
なる場合においては当該被貸与者に対し、可及的速やかに返還の督促や回収等業務を行  
うことが望ましい対応であると考えられる。

しかしながら、上記未処理者6名に係る貸付台帳を閲覧したところ、各被貸与者の概  
況は下記の通りであった。

被貸与者	A	B	C	D	E	F
貸与年月	H8.4	H10.4	H11.4	H11.4	H13.4	H14.4
貸与月数	24	24	12	24	24	24
貸与額	864,000	864,000	432,000	864,000	864,000	864,000
最終連絡・督促	H24.2	H24.2	H24.2	H24.2	H22.7	H24.2

表中の「最終連絡・督促」欄に記載の通り、全ての未処理者の直近対応は平成22年  
7月もしくは平成24年2月に実施した電話交渉もしくは本人宛通知の送付に留まっ  
ており、その後、平成26年9月までの2年超の期間にわたって、全ての被貸与者に対する  
連絡・督促が実施されていなかった。

これは、現在返済義務のある被貸与者への対応手続について明確な規程やルールが定  
められておらず、また不納欠損処理要件(回収不能要件)も死亡や心身の故障といった  
限定的なものとして規定されているため、対応及び処理をすることが出来なかったこと  
による。

今後、残高のある被貸与者について現況の再調査を実施する必要がある。さらに、返  
済義務のある被貸与者への対応手続について明確な規程やルールを整備し、全部又は一  
部が免除されない被貸与者については、当該規程等に則り、債権回収に向けた手続を実  
施すべきである。加えて、転居により住所等不明な案件については、近隣住民への聞き  
込みなど、一定の調査を行ってもなお、不明な場合には、速やかに不納欠損処理(回収  
不能処理)を実施するよう規程やルールを定め、回収が不可能であると判断される貸付  
に関しては、速やかに不納欠損処理(回収不能処理)を行うべきである。

(4) 福祉・介護人材の確保について

意見(III-3(4))  
福祉・介護人材を効果的に確保していくためには、求職者が受入れ施設で介護の現場  
を体験するような体験型事業に参加する求職者数を増やしていくことが有効であると  
考える。  
参加者数を増やすためには、求職者への積極的な情報提供、求職者情報の共有化を引  
き続き進めるとともに、県としてより効果的な告知方法を検討することが望まれる。ま  
た、多様な受入施設の確保を通じて、多くの求職者のニーズに応える事業・プログラム  
にしていくことが望まれる。これらの取り組みをより実効性高いものにするためには、  
客観的に測定可能な数値目標を定め、実績との比較により評価し、評価結果に応じたア  
クションプランを策定・実行することが効果的である。そのため、職場体験事業や再就  
労チャレンジプログラム等の参加者数増加に関し、具体的な数値目標を掲げて取り組ん  
でいくことが望まれる。

福祉保健部福祉保健総務課では、職場体験事業等により、介護に対する関心を高めることで福祉・介護人材への参入を促進し、また、再就労チャレンジプログラム事業等により、潜在的な有資格者等の再就業を支援し、キャリア支援専門員の配置、求職者支援活動、求人求職開拓活動及び福祉人材無料職業紹介事業等により、求職者である福祉・介護人材と求人側の福祉施設等のマッチングを図っている。

この中でマッチング事業である、福祉人材無料職業紹介事業は、社会福祉法人山梨県社会福祉協議会内に福祉人材センターを設置して、求職者と求人側の相談を受け、無料で職業紹介を行うものである。しかし、平成25年度の有効求職者数1,427名、有効求人数8,333名に対して就職確認数は91名であり、有効求職者数に対して就職者数は多くない(就職確認数の有効求職者数に対する割合を就職率とした場合、就職率は6.4%)。求職者と求人側の条件が合わないなどの理由から、マッチングが難しい状況がうかがえる。

一方、職場体験事業(就職率46.6%)、再就労チャレンジプログラム事業(就職率33.3%)及び介護職員養成支援事業等(就職率60.5%)といった、求職者が受入れ施設で介護の現場を体験する事業の就職率は高い。

これらの事業には、より意識の高い求職者が参加し、マッチングが図られやすく、また求職者のキャリアパスも描きやすく、その実現への足掛かりにできるなど、効果的な事業と思われる。しかし、実際には平成25年度の各事業の参加者数等は計画数を下回っている。職場体験事業では定員(見込人数)80名に対して参加者58名、再就労チャレンジプログラム事業では定員(見込人数)30名に対して参加者3名、介護職員養成支援事業では予定雇用者数160名に対して雇用者数124名であった。

今後、福祉・介護人材を効果的に確保していくためには、これらの体験型事業に参加する求職者数を増やしていくことが有効であると考える。

参加者数を増やすためには、県内に設置されたハローワーク、福祉人材センター、ジョブカフェやまなし、山梨県求職者総合支援センターなどの相談窓口や学校関係者等との連携強化による求職者への積極的な情報提供、求職者情報の共有化を引き続き進めるとともに、県としてより効果的な告知方法を検討することが望まれる。また、多様な受入施設の確保を通じて、多くの求職者のニーズに応える事業・プログラムにしていくことが望まれる。これらの取り組みをより実効性高いものにするためには、「参加者数」など客観的に測定可能な数値目標を定め、実績との比較により評価し、次の施策に適切に反映されるべく評価結果に応じたアクションプランを策定・実行することが効果的である。こうした手法の積極的な採用が望まれる。そのため、目指すべき職場体験事業や再就労チャレンジプログラム等の参加者数増加に関し、具体的な数値目標を掲げて取り組んでいくことが望まれる。

(5) 福祉サービスの第三者評価の利用促進について

意見(Ⅲ-3(5))  
福祉サービスの第三者評価は、高齢者や子育て中の父母が福祉関係施設を選定する際の有用な情報となり、ひいては施設のサービスマン向上に結びつくものと考えられるが、評価実績は平成18年度から平成25年度までの8年間で、老人福祉関係施設は実質的に3施設、児童福祉関係施設は実質的に6施設が評価を受けているに過ぎない状況であった。  
福祉サービスの第三者評価によって利用者の便を図り、施設間の競争を促すためにはより多くの施設に受審をしてもらう必要がある。そのためには、福祉サービス第三者評価事業の指針を定める国に対し、第三者評価の受審を促進させるための施策を要望していくほか、県としても、対象事業所への事業周知(パンフレットの配布)等に引き続き注力するなど、より一層の取り組みが望まれる。

福祉サービス評価推進機構設置事業は、山梨県福祉サービス第三者評価推進事業実施要綱(平成17年4月1日福祉保総第1537号)に基づき実施する事業であり、福祉サービスの第三者評価の推進及び標準化を図り、福祉サービスマン向上と福祉サービスに係る情報提供を通じて、福祉サービスマン向上と事業者双方の利益に資することを目的とするものである。補助対象経費は、福祉サービス評価推進機構設置事業の実施に必要な諸経費であり、平成25年度の補助金予算(基準額)は627,359円で、補助金確定額(実費相当額)は203,697円であった。

平成25年度の山梨県福祉サービス評価推進機構設置事業計画では、運営委員会と2つの専門委員会を設け「山梨県福祉サービス評価推進機構」を運営し、福祉サービス事業者の第三者評価に対する理解と受審促進を図ることとされている。

福祉サービスマン向上の第三者評価は、福祉施設等の実施するサービスマン向上の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価するものであり、社会福祉施設の最低基準を満たしたうえで、よりよいサービス提供を行っている事業者が、自ら提供するサービスマン向上のさらなる質の向上や、利用者への情報提供のために受審料を払って評価を受けるものである。

福祉サービス評価推進機構は、評価機関の認証、情報の開示、評価結果情報の公開等の業務を行い、また、評価基準の策定・改定、評価調査者の養成・研修及び評価事業の普及・啓蒙等の業務を行う山梨県社会福祉協議会内の機関であり、その事業費として県から山梨県福祉サービスマン向上等支援事業費補助金が交付されている。

福祉サービスマン向上の第三者評価は、高齢者が老人福祉関係施設(老人ホーム等)を選定する際、または、子育て中の父母が児童福祉関係施設(保育園等)を選定する際の有用な情報となり、ひいては施設のサービスマン向上に結びつくものと考えられるが、老人福祉関係施設の評価実績は平成18年度から平成25年度までの8年間で6施設にすぎず、そのうち、2つの施設が複数回の評価を受けているため、実質的に3施設が評価を受けて

いるに過ぎない状況であった(県内の老人福祉関係施設数は926施設)。

また、児童福祉関係施設の評価実績も、同じく平成18年度から平成25年度までの8年間で7施設にすぎず、1つの施設が複数回の評価を受けているため、実質的に6施設が評価を受けているに過ぎない状況であった(県内の児童福祉関係施設数406施設)。福祉サービス評価推進機構の事業も、計画を大きく下回る活動結果となり、補助金額(事業費)は、予算(基準額)627,359円に対し、確定額(実費相当額)203,697円と、約3分の2が執行されなかった。

この状況に対して、県は、利用希望者に対し施設数が不足していることから、受審に係る対応時間や経費の負担に比べ、評価を受ける直接的メリットが少ないと考える施設が多く、結果として受審施設数が増加していないと分析している。福祉サービス第三者評価によって利用者の便を図り、施設間の競争を促すためにはより多くの施設を受審をしてもらう必要がある。そのためには、福祉サービス第三者評価事業の指針を定める国に対し、第三者評価の受審を促進させるための施策を要望していくほか、県としても、対象事業所への事業周知(パンフレットの配布)等に引き続き注力するなど、より一層の取り組みが望まれる。

(6) 福祉施設経営指導事業について

意見(Ⅲ-3(6))  
福祉施設経営指導事業では、常設相談(来所、電話、文書)窓口が設けられ、常勤の経営指導員が相談にあたっており、相談の内容に応じて、非常勤の経営指導員である弁護士、税理士、社会保険労務士へ連絡している。しかし、平成29年度に非常勤の経営指導員に連絡した相談件数は32件に留まっている。社会福祉施設の運営に関係する法令の改正や会計制度の変更等に伴い、各施設ではより一層、専門的な知識や実務対応が求められていると考えられる。社会福祉施設運営の質的な向上を図るためには、このような専門的な領域に関して、より効果的な助言や指導を行うことが適切である。福祉施設経営指導事業の事業周知のための広報活動(パンフレットの配布等)を積極的に推進し、常設相談の利用を促進することが望まれる。

福祉施設経営指導事業は、山梨県福祉施設経営指導事業実施要領(平成17年4月1日福祉総第1538号)に基づき実施する福祉施設経営指導事業をいう。事業目的は、社会福祉施設の適正かつ安定的な経営と入所者処遇の向上等をめざして各法人・施設が行う運営の取り組みに対し、専門家による指導・援助を行う体制を整備し、もって、社会福祉施設の施設運営全般の質的向上に資することにある。社会福祉施設を運営する全ての社会福祉法人等を対象に、山梨県社会福祉協議会が行う入所者及び職員の処遇、施設経営、会計、税務等に関する助言、指導援助及び巡回相談等に要する諸経費に対し、補助金を交付している。

福祉施設経営指導事業に関する平成25年度の補助金予算(基準額)は3,306,638円と、補助金確定額(実費相当額)は3,258,463円であった。

平成25年度の福祉施設経営指導事業計画書では、常設相談(来所、電話、文書)窓口が設けられ、毎週月曜日から金曜日の午前9時より午後5時まで山梨県社会福祉協議会において、常勤の経営指導員が相談にあたることになっている。相談の内容に応じて、非常勤の経営指導員である弁護士、税理士、社会保険労務士へ連絡している。その他、適宜、訪問相談及び集団指導を行うこととしている。

平成25年度において、非常勤の経営指導員に連絡した相談件数は、訪問相談は3件、来所相談は4件、電話・文書による相談は25件であり、合計32件に留まっている(県内の社会福祉施設数は1,746施設)。

社会福祉施設の運営に関係する法令の改正や会計制度の変更等に伴い、各施設ではより一層、専門的な知識や実務対応が求められていると考えられる。社会福祉施設運営の質的な向上を図るためには、このような専門的な領域に関して、より効果的な助言や指導を行うことが適切である。

福祉施設経営指導事業の事業周知のための広報活動(パンフレットの配布等)を積極的に推進し、常設相談の利用を促進することが望まれる。

(7) 高齢者の見守りネットワークについて

意見(Ⅲ-3(7))  
県内で高齢化率が高い市町村について、高齢者の見守りに係る取り組み状況を確認したところ、緊急通報システムや配食サービス等の見守り体制を構築している自治体もある。特段の対策を講じていない自治体もあり、地域間格差が生じていることがうかがえる。高齢者等の見守りネットワーク構築の必要性は、高齢者等の尊厳の保持にも大きく関わってくる課題であることから、今後、現在策定中の「山梨県地域福祉支援計画」に基づき具体的な事業を企画立案・実施していくに当たり、広域的に市町村を支援する立場として、地域間格差を排除し、県民が安心して暮らせる仕組み作りを目指して、検討・実践していただくことが望ましい。

意見(Ⅲ-3(7))  
現在策定中の山梨県地域福祉支援計画(平成27年度～平成31年度)では、民生委員等による見守り活動の推進を施策の1つに掲げるとともに、地域で支え合うネットワーク作りの推進を目指すところとしている。しかしながら、近年、高齢化、人口減少、人口の流動化による人的資源の不足により、人的な見守りサービスの継続性や拡充に課題を抱える自治体も少なくない。高齢者等の見守り活動については、技術革新に伴い、今後のICT活用が期待されている分野でもあり、超高齢社会において、従来の手法だけでは対応できない課題も生じている。政府の施策、他の自治体等による取り組み事例や課題、技術革新による最新動向を調査・分析し、県における将来的な地域福祉支援計画への反映等も検討され

たい。

内閣府より発表された平成 26 年版高齢社会白書によると、平成 25 年における山梨県の高齢化率は 26.5%であり、これは全国平均の 25.1%を 1.4 ポイント上回った数字となっている。また同白書によると、平成 52 年に山梨県の高齢化率は 38.8%に到達する見込みであり、平成 25 年から 12.3 ポイントという増加幅は、全国で 6 番目となっている。このことから、全国的にみても山梨県の高齢化は今後ますます加速していくことが予想される。

加速する高齢化と核家族化の進行により、高齢者のひとり暮らし・夫婦世帯は増加傾向にある。山梨県における全高齢者人口に対するひとり暮らし高齢者の割合は 19.9% (平成 26 年 4 月 1 日時点) であり、これは高齢者の約 5 人に 1 人がひとり暮らしであることを意味し、その割合は今後も確実に増えていくことになる。

平成 26 年版高齢社会白書によると、ひとり暮らし高齢者は外部との交流が少なく孤立傾向にあるとの調査結果が出ている。このことは、ひとり暮らし高齢者が、社会的孤立、引きこもり、孤独死などのリスクを潜在的に抱えていることを示唆している。山梨県において急速に進行している人口減少と高齢化に加え、コミュニティー意識の希薄化も鑑みると、本県において高齢者のひとり暮らし・夫婦世帯に対する見守りネットワーク構築の必要性は高まっていると言える。

県では、孤立死・孤独死等の発生を未然に防止するために、民間事業者と協定を締結して連携体制を築いてきた。また、県内の市町村においても、福祉に係る施策として見守り体制を構築している自治体も存在する。県内で高齢化率が最も高い上位 10 市町村 (平成 26 年 4 月 1 日現在) について、高齢者の見守りに係る取り組み状況を確認したところ、以下に示すとおりであった。緊急通報システムや配食サービス等の見守り体制を構築している自治体もあれば、特段の対策を講じていない自治体もあり、地域間格差が生じていることがうかがえる。

取り組み状況	
市町村	
早川町	緊急通報システム (ふれあいペンダント)、配食サービス、民間事業者等との見守り協定締結
丹波山村	—
小菅村	配食サービス
身延町	—
南部町	—
北杜市	緊急通報システム (ふれあいペンダント)、民間事業者等との見守り協定締結
市川三郷町	緊急通報システム (ふれあいペンダント)、配食サービス、民間事業者等との見守り協定締結

取り組み状況

市町村	
大月市	緊急通報システム (ふれあいペンダント)、配食サービス、家族介護者支援事業、民間事業者等との見守り協定締結
道志村	—
甲州市	緊急通報システム (ふれあいペンダント)、高齢者福祉電話の設置、配食サービス

(資料：各市町村ホームページ (平成 26 年 11 月現在)、長寿社会課作成資料 (平成 25 年度実績))

現在策定中の山梨県地域福祉支援計画 (平成 27 年度～平成 31 年度) においては、民生委員等による見守り活動の推進を施策の 1 つに掲げ、地域で支え合うネットワーク作りの推進を目指すところとしている。

高齢者等の見守りネットワーク構築の必要性は、高齢者等の尊厳の保持にも大きく関わってくる課題であることから、今後、当該計画に基づき具体的な事業を企画立案・実施していくにあたり、広域的に市町村を支援する立場として、地域間格差を排除し、県民が安心して暮らせる仕組み作りを目指して、検討・実践していくことが望ましい。

民生委員や地域住民による見守りや、配食サービス等の人的な見守りサービスは、全国自治体が実施する見守り関連事業として従来から広く採用されてきた。しかしながら、近年、高齢化、人口減少、人口の流動化による人的資源の不足により、人的な見守りサービスの継続性や拡充に課題を抱える自治体も少なくない。超高齢社会を迎えた現在において、従来の施策だけでは解決できない課題が発生しており、広域的に公平かつ効率的なサービスを提供する手段として ICT の利活用が期待されている。

政府は、超高齢社会に対処するための ICT の在り方を検討する目的で「ICT 超高齢社会構想会議」を開催した。同会議の報告書 (平成 25 年 5 月) によると、2020 年をターゲットとして、「スマートプラチナ社会の実現・ICT で創る安心・元気な暮らし」をミッションに掲げ、ICT を活用して行政・企業・地域住民等が有機的に連携し、高齢者の日常を支えるサービス (買物、配食、見守り等) のモデル構築をプロジェクトの 1 つに位置付けている。

既に ICT を利活用した見守り事業に取り組んでいる自治体も少なくない。都道府県が ICT を利活用した高齢者の見守りネットワーク構築を推進した事例の 1 つに、岩手県による ICT を活用した高齢者安否確認見守りシステム整備事業がある。この事業は、岩手県 (岩手県社会福祉協議会) と岩手県立大学の官民協働事業として行われ、高齢者が自宅の電話 (固定・携帯) から安否確認の情報を発信、各地域の見守りセンター (社会福祉協議会) がこれを受信して安否確認を行う仕組みを構築したものである。この事業では、県外を含む複数の市町村 (社会福祉協議会) が参画し、地域性の異なるエリアで広域的に検証することで、実効性のある実証実験を可能とした。

高齢者等の見守り活動については、技術革新に伴い、今後の ICT 利活用が期待され

ている分野でもあり、超高齢社会において、従来の手法だけでは対処できない課題も生じてきている。政府の施策、他の自治体等による取り組み事例や課題、技術革新による最新動向を調査・分析し、県における将来的な地域福祉支援計画への反映等も検討されたい。

(8) 現場視察

意見(III-3(8))  
介護福祉士等の中には、資格取得後、結婚や出産等を機に離職した者など、就労していない有資格者が存在している。こうした非就労有資格者への働きかけも、福祉・介護人材の確保に寄与するものと考えられる。しかし、現状では、個人情報保護の制約により、その実施は困難な状況にある。  
県や社会福祉協議会が主導して、介護福祉士等の有資格者が自主的に参加するネットワークを構築し、当該ネットワークを通じて情報提供等を図るなど、これまでの取り組みに加えて、新しい取り組みも積極的に検討し、山梨県の福祉・介護人材の確保を目指すことを期待したい。

福祉保健部福祉保健総務課における介護人材確保及び福祉サービス向上に関連する事業のうち、福祉・介護人材緊急確保対策事業、介護福祉士等修学資金貸付事業及び山梨県福祉サービス向上等支援事業の取り組みを確認するため、社会福祉法人山梨県社会福祉協議会を視察した。

① 概要

山梨県社会福祉協議会は、山梨県における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として事業を行う社会福祉法人である。

山梨県社会福祉協議会は職員44名で構成され、うち、福祉・介護人材確保対策事業や介護福祉士等修学資金貸付事業を担当する福祉人材研修課は11名、山梨県福祉サービス向上等支援事業を担当する福祉振興課は19名である。

② 介護人材確保及び福祉サービス向上に関連する主な事業

ア. 福祉・介護人材緊急確保対策事業

項目	主な業務	業務内容
福祉・介護人材参入促進事業	介護体験事業	介護実習普及センターを活用し、各年代・グループに応じた介護体験を実施。

項目	主な業務	業務内容
潜在的有資格者等の再就業促進事業	福祉・介護のしごと情報発信イベントの開催 テレビ番組の制作・放映 職場体験事業	県内介護福祉士養成校と連携し、オープンキャンパスを兼ねた講演会等、福祉・介護の仕事情報発信イベントを開催。 福祉・介護の仕事の魅力伝えるテレビ番組制作・放映。 他分野からの離職者等に実際の福祉・介護事業所を知る機会を提供。
福祉・介護人材マッチング機能強化事業	再就労チャレンジプログラム事業 キャリア専門支援員の配置 求職者支援活動	潜在的有資格者等の求職者を対象に、個別の状況に応じた講習・実習を組み合わせた職場復帰プログラムを実施。 キャリア支援専門員を2名配置し、事業所と求職者に対する一体的な支援を実施。 ハローワーク訪問、求職者の就業後フォローアップ。
福祉・介護人材キャリアパス支援事業	求人・求職開拓活動 キャリアパス支援事業 キャリア形成技術指導事業	地域別ミニ相談会の開催、事業所訪問、就職関連フェアにて相談ブース出展。 就労年数や職域階層等に依りて、初任者対象研修、中堅職員対象研修、チームリーダー対象研修及びビジネスメント対象研修を実施。 事業所からの要望の技術・知識にチームを絞り、介護福祉士等養成施設の教員を講師としたセミナーを開催。 SNSメディア等を利用して一体的な広報を実施。
福祉・介護人材確保対策連携強化事業	広報事業 各事業の調整、実績把握、効果検証 専門員1名の配置	上記の各事業の調整を一元的に実施。実績を把握し効果を検証。 福祉・介護人材緊急確保支援事業を円滑に実施するための専門員を1名配置。

イ. 介護福祉士等修学資金貸付事業

県内で福祉・介護業務に従事する人材を確保するため、県内の介護福祉士等を養成する施設(学校)の在学中で、将来県内で福祉・介護業務に従事しようとする者に対して、修学資金を貸し付けている。

ウ. 山梨県福祉サービス向上等支援事業

・山梨県福祉サービス第三者評価事業  
福祉サービス事業者が提供するサービスの質の向上等のため、福祉サービス第

三者評価事業の啓発、運営委員会・専門員界の開催、評価調査者への必要な研修会の開催等を行っている。

・福祉施設経営指導事業  
県内の社会福祉施設の経営・指導の質の向上を図るため、以下の事業を実施している。

主な業務	業務内容
経営指導員による相談事業	常勤の経営指導員による常設相談及び非常勤の経営指導員(弁護士、税理士、社会保険労務士)による特別相談を実施。
福祉施設経営指導連絡協議会の開催	福祉施設経営指導連絡協議会を開催し、経営指導事業の円滑な実施、事業の効果的推進、活動実績や相談内容の分析等の協議を実施。
リーフレット作成	社会福祉法人・施設を対象に、経営指導事業に対する一層の周知を図るため、啓発用リーフレットを作成し配布。
社会福祉法人役員等研修	社会福祉施設を運営するすべての社会福祉法人を対象に社会福祉施設経営に必要な研修会を開催。
山梨県社会福祉法人経営者協議会	山梨県社会福祉法人経営者協議会(会員 153 法人)の事務局運営等を担当。

③ 介護人材確保及び福祉サービス向上に関連する主な事業の平成 25 年度実施結果

ア. 福祉・介護人材緊急確保対策事業

・福祉・介護人材参入促進事業

主な業務	実施結果
介護体験事業	小学生対象 (平成 25 年 8 月 11 日、参加者 11 名) 中学生対象 (平成 25 年 7 月 31 日、参加者 32 名) 大学生・一般対象 (平成 25 年 10 月 1 日、参加者 4 名)
福祉・介護のしごと情報発信イベントの開催	身延山大学 (平成 25 年 8 月 2 日、参加者 104 名) 帝京福祉専門学校 (平成 25 年 9 月 28 日、参加者 91 名) 慶和福祉専門学校 (平成 25 年 10 月 12 日、参加者 67 名) 山梨県立大学 (平成 25 年 10 月 13 日、参加者 41 名)
テレビ番組の制作・放映	「介護・福祉の仕事っておもしろいじゃん」(平成 25 年 11 月 9 日)

・潜在的有資格者等の再就業促進事業

主な業務	実施結果
職場体験事業	体験者 77 名、体験日数 122 日、受入事業所 59 事業所、職場体験事業からの採用決定者 15 名 (体験先での就職者。体験先以外の福祉・介護事業所に就職した者を含めると 27 名))

主な業務	実施結果
再就労チャレンジプログラムの事業	県介護福祉士会講師による研修 3 回 (平成 25 年 12 月 9 日～11 日) 各受入事業所での 5 日～10 日間の職場実習 (平成 25 年 12 月 12 日～平成 26 年 1 月 17 日) 県介護福祉士会によるプログラムのまとめ及びキャリア専門支援員による就労相談 (平成 26 年 1 月 20 日) (プログラムへの参加者 3 名、うち就労決定者 1 名。)

・福祉・介護人材マッチング機能強化事業

主な業務	実施結果
キャリア専門支援員の配置	キャリア専門支援員の配置 2 名
求職者支援活動	「福祉・介護の仕事セミナー」(ハローワーク甲府共催)の毎月 1 回開催
求人・求職期开拓活動	甲府エリア、峡南・南アルプスエリア、峡北・韭崎エリア、富士吉田・都留・大月エリア、峡東エリアの各エリアで 1～2 回実施。(参加者合計 79 名)

・福祉・介護人材キャリアパス支援事業

主な業務	実施結果
キャリアパス支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初任者対象研修 ビジネスマナー研修 (平成 25 年 5 月 21 日、受講者 34 名) 接遇能力向上研修 (平成 25 年 6 月 18 日、受講者 40 名) 傾聴能力強化研修 (平成 25 年 7 月 10 日、受講者 39 名)</li> <li>・再就労対象研修 ビジネスマナー研修 (平成 25 年 5 月 23 日、受講者 29 名) 接遇能力向上研修 (平成 25 年 6 月 21 日、受講者 39 名) 傾聴能力強化研修 (平成 25 年 7 月 11 日、受講者 36 名)</li> <li>・中堅職員対象研修 話し方能力向上研修 (平成 25 年 6 月 13 日、受講者 47 名) 仕事の進め方研修 (平成 25 年 7 月 24 日、受講者 47 名) チーム対立能力強化研修 (平成 25 年 8 月 8 日、受講者 48 名)</li> <li>・チームリーダー対象研修 会議能力向上研修 (平成 25 年 10 月 17 日～18 日、受講者 27 名) モチベーションアップ研修 (平成 25 年 11 月 14 日、受講者 49 名) OJT リーダー研修 (平成 25 年 12 月 4 日～5 日、受講者 40 名)</li> <li>・マネジメント対象研修 マネジメント・人材育成研修 (平成 25 年 10 月 24 日～25 日、受講者 18 名)</li> <li>・職員・パート採用・定着化研修 (平成 25 年 11 月 21 日、受講者 17 名)</li> <li>・ビジョン・中期経営計画策定研修 (平成 25 年 12 月 12 日～19 日、受講者 13 名)</li> </ul>

主な業務	実施結果
キャリア形成 技術指導事業	レクリエーションの理論と目的・支援と実技（平成25年8月1日、受講者30名） 生活動作のしくみ・生理学を生かした介護の実際（平成25年8月2日、受講者19名） コミュニケーションスキル・移動移乗の介護技術・介護の記録方法（平成25年9月12日、受講者18名） 動作介助の基本的理解・自立動作の理解・移乗介助の基本応用（平成25年11月16日、受講者22名） 介護倫理・感染予防（平成25年11月28日、受講者19名）

・福祉・介護人材確保対策連携強化事業

主な業務	実施結果
広報事業	新聞広告5回、テレビCM3回80本、ラジオCM2回18本、新聞折込広告6回231,360部、周知用クリアファイルの作成・配布15,000部
各事業の調整、実施把握、効果検証	事業実施時に参加者を対象とした事業の実施内容（テーマ）、日程、効果等についてアンケート調査を実施。キャリアパス支援事業においては、アンケート結果を踏まえ、今後の研修テーマ等について、技術的内容や研修対象に関する要望があり、事業計画に反映させた。
福祉・介護人材確保対策事業を円滑に実施するための専門員の配置	専門員1名の配置

介護福祉士等の中には、資格取得後、結婚や出産等を機に離職した者など、就労していない有資格者が存在している。より多くの福祉・介護人材が必要となることが見込まれている山梨県においては、こうした非就労有資格者に対して、積極的に働きかけるとも、福祉・介護人材の確保に効果があると考えられる。具体的には、非就労有資格者に対して、再就労チャレンジプログラム事業、キャリアパス支援事業、キャリア形成技術指導事業、求職などに関する情報を積極的に提供することを通じて、福祉・介護の専門家に対する社会的要請や、福祉・介護に従事することの社会的意義を啓蒙し、就業意欲を刺激するとともに、就業に伴う不安を解消するために充実した制度が存在することを周知することが考えられる。

現状では、福祉人材センター等に求職登録している有資格者に対しては、こうした情報提供が可能であるが、求職登録していない有資格者に対しては、個人情報保護の制約があるため、独自に積極的な働きかけを行うことが困難な状況にある。

求職登録していない有資格者に対して制約なく各種情報提供を行うためには、県や社会福祉協議会が主導して、介護福祉士等の有資格者が自主的に参加するネットワーク

枠組みを構築し、参加者を増やしていくことが有用である。  
こうしたネットワークへの参加者を増やすためには、体験型事業や研修において実施されるアンケートや配布される資料を通じて、当該ネットワークへの登録や、求職してない有資格者への声掛け、当該ネットワークの紹介を促すなどの方法がある。  
これまでに実施してきた取り組みに加え、こうしたネットワーク構築など新しい取り組みも積極的に検討し、山梨県の福祉・介護人材の確保を目指すことを期待したい。

イ. 介護福祉士等修学資金貸付事業

新規貸付	13件 10,400,000円
継続貸付	24件 17,600,000円
貸付金返還猶予者	52名（H22年度卒11名、H23年度卒20名、H24年度卒21名）
貸付金返還者	3名（他職種へ就労したため）

今後も引き続き、貸付対象となる県内の介護福祉士等養成施設（学校）とのさらなる連携強化に努め、介護施設等への就労・定着のためのサポート体制の強化に努められたい。

ウ. 山梨県福祉サービス向上等支援事業

・山梨県福祉サービス第三者評価事業

実施内容
運営委員会を開催。 「評価調査者養成研修」の異の取り扱い、「評価調査者フォローアップ研修会」の内容、期間終了による評価機関の認証について協議。 評価・研究専門委員会を開催。 「評価調査者フォローアップ研修会」の内容、県外で実施している「評価調査者養成研修」の取り扱いについて協議。 認証・公表専門委員会を開催。 期間終了による評価機関の認証について協議。 評価調査者フォローアップ研修会を開催。 児童・障害・老人分野の施設福祉の動向及び東京都内の評価機関調査者から「質の高い第三者評価事業」についての講演を実施。 平成25年度の受審件数は2件。

受審件数が低迷しているため、今後も引き続き、県内福祉施設への受審促進に努められたい。



・福祉施設経営指導事業

主な業務	実施結果
経営指導員による相談事業	施設経営一般 2 件 (訪問 2 件)、会計職務 7 件 (訪問 1 件、来所 2 件)、電話文書 4 件)、職員待遇 21 件 (来所 2 件、電話文書 19 件)、安全災害 2 件 (電話文書 2 件)
福祉施設経営指導連絡協議会の開催	平成 25 年 8 月開催。県行政各課長、県社会福祉法人経営者協議会正副会長、専門相談員が出席。前年度の相談事業の実施状況の報告、今年度の事業計画の説明、専門相談員からの相談事例の発表及び県行政各課長からの福祉情勢についての情報提供を実施。
リーフレット作成	PR リーフレットを 500 部作成し、福祉施設を運営する県内社会福祉法人に送付。また、県内社会福祉法人経営者協議会定期総会や社会福祉法人を対象とした研修会等で事業案内を行い、周知徹底。
社会福祉法人役員等研修	平成 26 年 2 月、3 月に、福祉人材センター、県社会福祉法人経営者協議会と共催で「福祉の職場定着支援セミナー」を開催。株式会社マネジメンツサポートより講師を招聘し、「育てる作法研修」[人事採用者のレベルアップ研修]を題して講演を実施。(参加者 47 名)
山梨県社会福祉法人経営者協議会	副会長会議 (平成 25 年 8 月、平成 26 年 1 月)、監事会 (平成 25 年 4 月)、理事会 (平成 25 年 4 月)、定期総会 (平成 25 年 5 月)、研修会 (平成 25 年 12 月、平成 26 年 1 月)、全国プロツク会議 (平成 25 年 8 月、9 月、11 月、平成 26 年 2 月)

新会計基準への移行や労働関連法規の改正等の影響により、社会福祉法人からの相談はより専門的な内容のものが増加している。今後も、非常勤の経営指導員や県行政機関、県社会福祉法人経営者協議会との連携を密にして対応を図るとともに、経営指導実施後のフォローアップシートを通じて、更なる質の向上に努められたい。

4. 福祉保健部長寿社会課

(1) 業務の概要

長寿社会課では、地域包括ケア推進、認知症・地域支援、介護サービス振興、介護基礎整備の業務を行っている。

地域包括ケア推進には、健康長寿やまなシプランの進捗管理、新健康長寿やまなシプランの策定、保険者支援、要介護認定に関する支援及び研修等が含まれる。

認知症・地域支援には、高齢者の社会参加促進、在宅高齢者支援、認知症高齢者支援、高齢者虐待防止等が含まれる。

介護サービス振興には、介護保険サービス事業者の指定・指導・監査、介護支援専門員の養成及び研修等が含まれる。

介護基礎整備には、特別養護老人ホーム等の設置許可・指導、特別養護老人ホーム等の施設整備、介護職員養成支援、介護養成機関等指定事務等が含まれる。

(2) 長寿社会課の主な事業

① 地域包括ケア推進事業

自治体、住民組織、NPO、社会福祉法人、福祉サービス事業者等との協働により、見守り活動チーム等の人材育成、地域資源を活用したネットワークの整備、先進的・パイロット的事業の立ち上げを支援することにより、高齢者や障害者等の社会的弱者に対する日常的な支え合い活動の体制づくりの推進を図るために必要な経費の補助を行う事業である。

② 長寿やまなし振興事業

山梨県社会福祉協議会が明るい活力ある長寿社会の進行を図るために実施している高齢者の社会活動に対する啓発普及、高齢者の生きがいづくり、高齢者の健康づくり、高齢者の地域活動支援等に必要経費の補助を行う事業である。

③ 高齢者社会活動推進等事業

単位老人クラブ、市町村老人クラブ連合会及び県老人クラブ連合会に対し、助成を行うことにより、老人の知識及び経験を生かし、生きがいと健康づくりのための多様な社会活動が行われ老後の生活を豊かなものとするとともに、明るい長寿社会に資するた

めに必要な経費の補助を行う事業である。

④ 介護給付費負担金事業

介護保険制度を円滑に運営するため、介護保険法に基づき、介護給付及び予防給付に必要な費用の一部を負担する事業である。

⑤ 介護職員養成支援事業

雇用された介護の資格を有しない離職失業者又は未就職者の方が、介護保険施設等で介護業務に従事しながら、介護職員初任者研修等を受講、修了することにより、介護人材の育成を図るとともに、介護保険施設等への就職を支援する事業である。

⑥ 老人福祉施設等施設整備事業

老人福祉施設等の充実を図るため、市町村及び社会福祉法人が設置する養護老人ホーム、社会福祉法人等が設置する特別養護老人ホーム（定員30人以上、ユニット型）、医療法人等が設置する老人保健施設（定員30人以上、ユニット型）の施設整備に必要な経費の補助を行う事業である。

⑦ 介護基盤緊急等臨時特別基金事業

介護基盤緊急等臨時特別基金事業には、介護基盤緊急整備特別対策事業、既存施設スプリンクラー等整備特別対策事業、認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業が含まれる。

介護基盤緊急整備特別対策事業は、市町村及び民間が行う公的介護施設等の整備費用等を補助する事業である。

既存施設スプリンクラー等整備特別対策事業は、平成27年4月より新たにスプリンクラー等の設置が義務付けられる既存の施設等に対して、スプリンクラー等に要する整備費用等を補助する事業である。

認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業は、小規模特別養護老人ホーム等に対して老朽化に伴う大規模な修繕等に要する整備費用等を補助する事業である。

⑧ 施設開設準備経費等助成特別対策事業

施設開設準備経費等助成特別対策事業には、施設開設準備経費助成特別対策事業、定

期借地権利用による整備促進特別対策事業が含まれる。

施設開設準備経費助成特別対策事業は、特別養護老人ホーム等を設置する民間事業者に対し、当該施設等の開設準備に必要な職員の訓練期間中の雇上げや地域に対する施設説明会等の開催に要する経費等について県が補助を行う事業である。

定期借地権利用による整備促進特別対策事業は、用地確保のための定期借地権設定に際して土地所有者に支払われた一時金について県が補助を行う事業である。

⑨ 県立老人ホーム管理事業

県立老人ホーム管理事業は、山梨県立青い鳥福祉センター「青い鳥老人ホーム」の管理を行う事業である。このセンターは、主として視覚障害者を対象とした養護老人ホームとして、設置された施設である

管理は指定管理者制度を導入しており、指定管理者制度導入以降、社会福祉法人山梨ライオハウスが指定管理者として選定されている。

⑩ 補助金の支出状況

山梨県長寿社会課の平成25年度の補助金交付決定額及び支出の状況は、下記の図表のとおりである。

図表Ⅲ-4 (2) 平成25年度補助金支出状況

単位：千円

補助金の名称	交付決定額		計	支出状況
	国庫	県費		
高齢者社会活動推進等事業費補助金	21,564	21,565	43,129	42,571
地域包括ケア推進事業費補助金	-	6,600	6,600	6,600
長寿やまなし振興事業費補助金	-	25,286	25,286	20,803
老人福祉施設等整備事業費補助金	-	113,348	113,348	94,351
介護基盤緊急等臨時特別基金事業費補助金	-	528,374	528,374	528,374
施設開設準備経費等助成特別対策事業費補助金	-	117,600	117,600	117,600
介護保険サービス利用者負担対策費補助金	15,392	7,696	23,088	18,493
その他	6,714	5,405	12,119	11,765
補助金合計	43,670	825,874	869,544	840,557

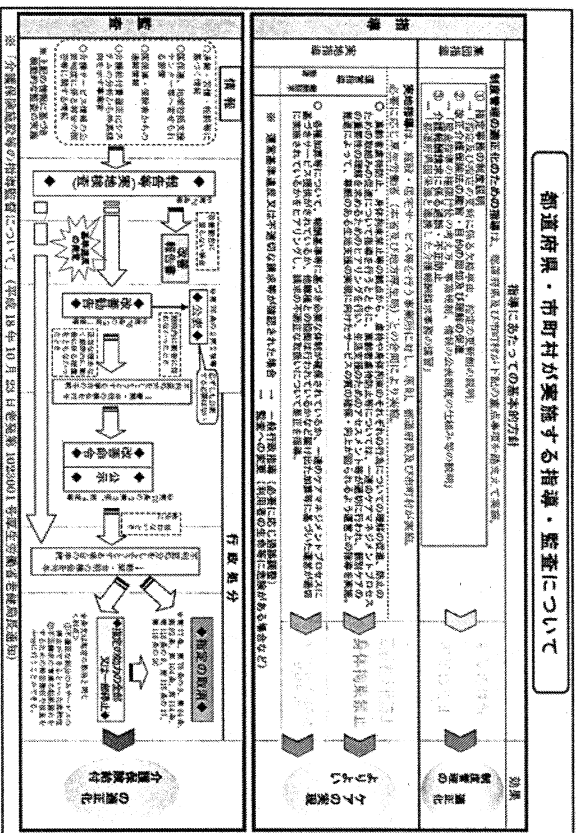
(出典：長寿社会課から提供「補助金及び交付金支出状況」より抜粋)

(3) 介護給付適正化システムの活用について

意見(III-4(3))  
 介護保険施設及び事業者に対する指導監督は、これまで一定の頻度で実施してきたが、近年、県内の居宅サービス事業者が増加しているため、これまで同様の頻度で実施することが難しくなりつつある。  
 今後、限られた人員で効果的に指導及び監査を実施するためには、介護給付適正化システムの分析結果を活用して事業者の属性等を分析し、不適正なサービス提供を行っている可能性がある事業者を優先的に対象に選定するなど、より効果的かつより効率的に指導及び監査を行うことが望ましい。

① 介護保険法に基づく指導及び監査の概要について

長寿社会課では、介護保険制度の健全かつ適正な運営の確保を図るため、介護保険法に基づく介護保険施設及び事業者に対する指導及び監査を行っている。指導及び監査の概要は以下のとおりである。



〔出典：厚生労働省老健局総務課保健指導室「介護保険施設等実地指導マニュアル(平成22年3月改訂版)」

指導は、介護保険施設等指導指針(厚生労働省老健局長通知)及び県の介護保険施設

等指導要領等に従い、集団指導及び実地指導の形式で行われる。

集団指導は、制度管理の適正化を目的として、事業者が適正なサービスを提供するために必要な情報伝達の方法として遵守すべき法令の内容や各種サービス提供の取扱い、報酬請求に関する事項などの基本的な内容について講習等の方式により周知徹底するものである。

実地指導は、よりよいケアの実現を目的として、個々の利用者に対応したサービスの質の確保と向上、尊厳の保持及び高齢者虐待防止とともに、適正な介護報酬の請求等について指導を行うものである。県内の介護保険事業者1,324法人(平成20年4月1日現在の介護給付におけるサービス事業者)を実施対象とし、一つの施設について原則として2名から3名程度の県職員が概ね半日から一日程度かけて、介護保険施設等実地指導マニュアル(厚生労働省老健局総務課保健指導室)に基づき、関係書類等を基に面談方式で行われる。実地指導において改善を要すると認められた事項及び介護報酬について過剰による調整を要すると認められた事項については、後日文書によってその旨の通知を行うとともに、その対応状況について事業者から文書により報告を求めている。実地指導において、著しい運営基準違反が認められ、利用者の生命等に危険がある場合、又は、著しく悪質な請求が確認された場合、実地指導を中止し、直ちに監査を行うことができる。

監査は、介護保険給付の適正化を目的として、介護保険施設等監査指針(厚生労働省老健局長通知)並びに県の介護保険施設等指導要領等に従い、指定基準違反や不正請求の事実が認められる又は疑いがあるときに、事業者に対して立入検査等を行う。監査において基準違反が発覚した場合には、改善勧告がなされ、さらに、正当な理由なく期限内に勧告に係る措置をとらなかつた場合には、改善命令等の行政処分がなされる。

② 介護給付適正化システムの活用について

介護保険施設等監査指針において、監査対象となるサービス事業者等の選定基準は以下のとおり示されている。

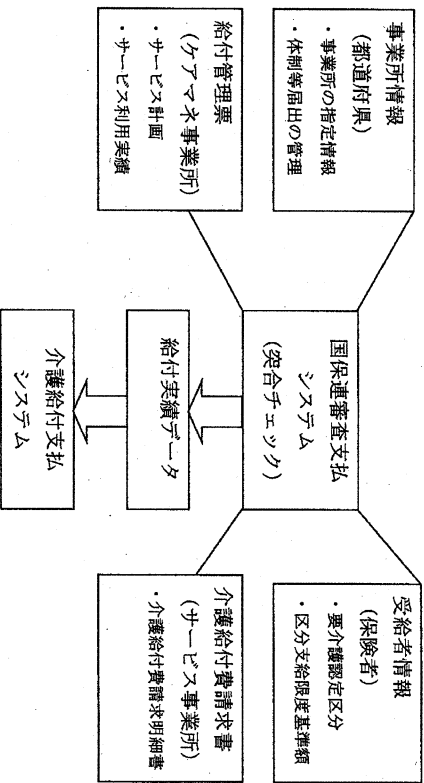
<介護保険施設等監査指針 第3 監査対象となるサービス事業者等の選定基準>  
 監査は、下記に示す情報を踏まえて、指定基準違反等の確認について必要があると思われる場合に行うものとする。

- 1 要確認情報
  - (1) 通報・苦情・相談等に基づく情報
  - (2) 国民健康保険団体連合会(以下「連合会」という。)、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情
  - (3) 連合会・保険者からの通報情報

- (4) 介護給付適正化システム (※) の分析から特異傾向を示す事業者  
 2 実地指導において確認した情報  
 介護保険法第 23 条及び第 24 条により指導を行った市町村又は都道府県  
 がサービス事業者等について確認した指定基準違反等

※ 「介護給付適正化システム」の概要

被保険者、事業所、ケアマネジャーごとの情報を分析することにより、更新認定及び区分変更がなされた被保険者の状況、給付費の請求状況と事業所の体制、サービス提供の隔り、事業所の請求等決定状況等を把握することが可能となり、指導が必要な事業所等を抽出することが可能となる。



(出典：厚生労働省介護給付適正化担当者会議資料「介護給付適正化事業における国保連合会との連携及び審査支払システム・適正化システム」)

長寿社会課では、監査対象となるサービス事業者等の選定に際して、通報・苦情・相談等に基づく情報や実地指導において確認した情報を活用しているが、介護給付適正化システムの分析から特異傾向を示す事業者を選定することまではしていない。県は、県内の全介護保険施設について、過去、概ね三年に一度の頻度で実地指導してきており、その際に指定基準違反等が識別されれば、直ちに監査を行うこととなるため、介護給付適正化システムの分析結果を活用して実施対象事業者を選定する必要が乏しいと認識しているためである。

しかしながら、近年、県内の居宅サービス事業者が 924 法人 (平成 24 年 4 月 1 日時点) から 1,063 法人 (平成 26 年 4 月 1 日時点) へと増加しているため、これまで同様

の頻度で実施することが難しくなりつつある。  
 今後、限られた人員で効果的に指導及び監査を実施するためには、介護給付適正化システムの分析結果を活用して事業者の属性等を分析し、不適正なサービス提供を行っている可能性がある事業者を優先的に対象に選定するなど、より効果的かつより効率的に実地指導及び監査を実施することが望ましい。

(4) 認知症コールセンターの利用促進について

意見 (Ⅲ-4 (4))  
 県は、認知症高齢者とその家族への支援として、認知症コールセンター運営事業を行っているが、平成 21 年度の運営開始以降、開設日数・時間に対して、認知症コールセンターの利用件数・時間は非常に少なく、利用率が低い状況であり、圏域による利用状況の隔りもみられる。  
 県は、利用促進に向けた対応策として、県広報誌やラジオ等を活用した PR を継続的に進めているが、更なる利用促進に繋げるため、認知症高齢者や家族等が日常的に利用する施設・サービス (医療・福祉機関、交通機関など) の関係者との協力体制の強化、認知症コールセンターの認知度が低い圏域に対する PR の強化など、より一層の周知を図ることが望まれる。更に、利用を阻害している原因を分析し、必要に応じてコールセンターを開設する時間帯や曜日を見直す等、利用促進のための対策を講じられたい。

県は、認知症高齢者とその家族への支援として、認知症コールセンター運営事業を行っている。認知症コールセンターは、認知症高齢者や家族等が抱える様々な悩み・疑問に対し、いつでも気軽に相談できるように保健師や認知症介護経験者による相談窓口を設置することで、認知症の知識や介護技術、各種サービスに関する情報提供や、介護の困難さ等に対する精神的な支援を提供している。

認知症コールセンター事業は平成 21 年度から実施されている事業であるが、事業実績 (相談件数) は以下に示すとおりである。

年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度
相談件数	145 件	88 件	184 件	177 件	73 件

(資料：長寿社会課作成 細事業説明書「認知症理解普及促進事業費」)

また、平成 24 年度上期の事業実績 (相談件数 73 件) の内訳は以下に示すとおりである。

月別相談件数・日数		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	計
相談日数 (日)		19	21	21	21	23	19	124
相談件数 (件)		13	20	13	8	13	6	73

時間	1～10	11～20	21～30	31～40	41～50	51～60	61～	計
件数	20	21	12	9	3	5	3	73

圏域	中北	関東	関東	富士	その他	計
相談件数	33	2	5	2	31	73

(資料：長寿社会課作成 細事業説明書「認知症理解普及促進事業費」)

認知症コールセンターは、月曜日～金曜日の 13:00～17:00 (祝祭日、年末年始を除く) に運営されているが、平成 24 年度上期の月別相談件数及び相談時間を纏みると、その利用率は決して高いとは言えないのが現状である。さらに、圏域で相談件数にバラつきがあり、圏域別の高齢者人口に対する割合を踏まえると、関東圏域ならびに富士・東部圏域における相談件数が他の圏域よりも低いことが判る。

圏域	中北	関東	関東	富士・東部
高齢者人口	115,234 人	38,920 人	19,809 人	47,860 人

(資料：平成 25 年度高齢者福祉基礎調査資料を参考)

認知症対策は、厚生労働省が介護、高齢者福祉における重要な施策に位置付けており、県が運営する認知症コールセンターも、広域かつ公平な福祉サービス提供に資する重要な施策であると考えられる。しかしながら、認知症コールセンターの利用が促進されなければ、その目的を達成することができないため、更なる利用促進に向けた取り組みが必要である。

県は、利用促進に向けた対応策として、県広報誌やラジオ等を活用した PR を継続的に実行しているが、更なる利用促進に繋げるため、認知症高齢者や家族等が日常的に利用する施設・サービス(医療・福祉機関、交通機関など)の関係者との協力体制の強化、認知症コールセンターの認知度が低い圏域に対する PR の強化など、より一層の周知を図ることが望まれる。更に、利用を阻害している原因を分析し、必要に応じてコールセンターを開設する時間帯や曜日を見直す等、利用促進のための対策を講じられたい。

(5) 認知症高齢者の見守りネットワークについて

意見 (Ⅲ-4 (5))  
県が実施する認知症高齢者への支援策の 1 つに、認知症高齢者の見守りネットワーク構築があるが、市町村における取り組み状況を確認したところ(平成 26 年 5 月 30 日時点)、構築済が 7 市町村、検討中が 9 市町村であり、検討も行われていないのが 11 市町村も存在するという状況であった。県は広域的に市町村を支援する立場として、施策実現に向けた関係者によるネット

ワーク作り、協働・連携のための事例や課題等の情報共有、県外における取り組み事例や先進的事例の情報提供等により、市町村の取り組みをより一層サポートするとともに、市町村の水進にばらつきが生じないように、必要なフォローを実施して、県民が公平かつ必要十分なサービスを受容できるように取り組むことが望ましい。

県が実施する認知症高齢者への支援策の 1 つに、認知症高齢者の見守りネットワーク構築がある。認知症高齢者の見守りに係る市町村の取り組み状況を確認したところ(平成 26 年 5 月 30 日時点)、以下に示すとおりであった。平成 26 年 4 月 1 日時点において、高齢者人口の絶対数が多い市町村、高齢化率が 30% を超過している市町村においても、認知症高齢者の見守りネットワーク構築に係る取り組みが進んでいない状況が散見された。

取り組み状況	市町村
構築している	5 市、2 町
構築しているが、構築に向けて検討している	5 市、3 町、1 村
未構築だが、構築に向けて検討していない	3 市、3 町、5 村

「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取り組みにおいては、市町村が地域包括ケアを実践する中核的立場となるが、県は広域的に市町村を支援する立場として、施策実現に向けた関係者によるネットワーク作り、協働・連携のための事例や課題等の情報共有、県外における取り組み事例や先進的事例の情報提供等により、市町村の取り組みをより一層サポートすることを期待したい。また、市町村の水進にばらつきが生じないように、必要性が高いにも拘らず対策の進捗が芳しくない市町村には、必要なフォローを実施して、県民が公平かつ必要十分なサービスを受容できるように取り組むことが望ましい。

(6) 高齢者の見守りネットワークについて (再掲)

※下記は、「3. 福祉保健部福祉保健総務課」の(7)に同様の内容を記載しているが、長寿社会課が扱う高齢者福祉施策にも関連すると考え、重ねて記載する。

意見 (Ⅲ-4 (6)) ①  
県内で高齢化率が高い市町村について、高齢者の見守りに係る取り組み状況を確認したところ、緊急通報システムや配食サービス等の見守り体制を構築している自治体もあれば、特段の対策を講じていない自治体もあり、地域間格差が生じていることがうかがえる。高齢者等の見守りネットワーク構築の必要性は、高齢者等の尊厳の保持にも大きく関わってくる課題であることから、今後、現在策定中の山梨県地域福祉支援計画に基づき具体的な事業を企画立案、実施していくにあたり、広域的に市町村を支援する立場として、地域間格差を排除し、県民が安心して暮らせる仕組み作りを目指して、検討・実践

していただくが望ましい。

意見(Ⅲ-4(6)②)  
現在策定中の山梨県地域福祉支援計画においては、民生委員等による見守り活動の推進を施策の1つに掲げるとともに、地域で支え合うネットワーク作りの推進を目指すところとしている。しかしながら、近年、高齢化、人口減少、人口の流動化による人的資源の不足により、人的な見守りサービスの継続性や拡充に課題を抱える自治体も少なくない。  
高齢者等の見守り活動については、技術革新に伴い、今後の ICT 利活用が期待されている分野でもあり、超高齢社会において、従来の手法だけでは対応できない課題も生じてきている。政府の施策、他の自治体等による取り組み事例や課題、技術革新による最新動向を調査・分析し、県における将来的な地域福祉支援計画への反映等も検討されたい。

内閣府より発表された平成 26 年版高齢社会白書によると、平成 25 年における山梨県の高齢化率は 26.5% であり、これは全国平均の 25.1% を 1.4 ポイント上回った数字となっている。また同白書によると、平成 52 年に山梨県の高齢化率は 38.8% に到達する見込みであり、平成 25 年から 12.3 ポイントという増加幅は、全国で 6 番目となっている。このことから、全国的にみても山梨県の高齢化は今後ますます加速していくことが予想される。

加速する高齢化と核家族化の進行により、高齢者のひとり暮らし・夫婦世帯は増加傾向にある。山梨県における全高齢者人口に対するひとり暮らし高齢者の割合は、19.9% (平成 26 年 4 月 1 日時点) であり、これは高齢者の約 5 人に 1 人がひとり暮らしであることを意味し、その割合は今後も確実に増えていくことになる。

平成 26 年版高齢社会白書によると、ひとり暮らし高齢者は外部との交流が少なく孤立傾向にあるとの調査結果が出ている。このことは、ひとり暮らし高齢者が、社会的孤立、引きこもり、孤独死などのリスクを潜在的に抱えていることを示唆している。山梨県において急速に進行している人口減少と高齢化に加え、コミュニティ意識の希薄化も鑑みると、本県において高齢者のひとり暮らし・夫婦世帯に対する見守りネットワーク構築の必要性は高まっていると言える。

県では、孤立死・孤独死等の発生を未然に防止するために、民間事業者と協定を締結して連携体制を築いてきた。また、県内の市町村においても、福祉に係る施策として見守り体制を構築している自治体も存在する。県内で高齢化率が最も高い上位 10 市町村(平成 26 年 4 月 1 日現在)について、高齢者の見守りに係る取り組み状況を確認したところ、以下に示すとおりであった。緊急通報システムや配食サービス等の見守り体制を構築している自治体もあれば、特段の対策を講じていない自治体もあり、地域間格差が生じていることがうかがえる。

市町村	取り組み状況
早川町	緊急通報システム(ふれあいペンダント)、配食サービス、民間事業者等との見守り協定締結
丹波山村	—
小菅村	配食サービス
身延町	—
南都町	—
北社市	緊急通報システム(ふれあいペンダント)、民間事業者等との見守り協定締結
市川三郷町	緊急通報システム(ふれあいペンダント)、配食サービス、民間事業者等との見守り協定締結
大月市	緊急通報システム(ふれあいペンダント)、配食サービス、家族介護者支援事業、民間事業者等との見守り協定締結
道志村	—
甲州市	緊急通報システム(ふれあいペンダント)、高齢者福祉電話の設置、配食サービス

(資料：各市町村ホームページ(平成 26 年 11 月現在)、長寿社会課作成資料(平成 25 年度実績))

現在策定中の山梨県地域福祉支援計画においては、民生委員等による見守り活動の推進を施策の1つに掲げ、地域で支え合うネットワーク作りの推進を目指すところとしている。

高齢者等の見守りネットワーク構築の必要性は、高齢者等の尊厳の保持にも大きく関わってくる課題であることから、今後、当該計画に基づき具体的な事業を企画立案・実施していくにあたり、広域的に市町村を支援する立場として、地域間格差を排除し、県民が安心して暮らせる仕組み作りを目指して、検討・実践していただくが望ましい。

民生委員や地域住民による見守りや、配食サービス等の人的な見守りサービスは、全国の自治体で実施する見守り関連事業として従来から広く採用されてきた。しかしながら、近年、高齢化、人口減少、人口の流動化による人的資源の不足により、人的な見守りサービスの継続性や拡充に課題を抱える自治体も少なくない。超高齢社会を迎えた現在において、従来の施策だけでは解決できない課題が発生しており、広域的に公平かつ効率的なサービスを提供する手段として ICT の利活用が期待されている。

政府は、超高齢社会に対処するための ICT の在り方を検討する目的で「ICT 超高齢社会構想会議」を開催した。同会議の報告書(平成 25 年 5 月)によると、2020 年をターゲットとして、「スマートプラチナ社会の実現・ICT で創る安心・元気な暮らし」をミッションに掲げ、ICT を利活用して行政・企業・地域住民等が有機的に連携し、高齢

者の日常を支えるサービス（買物、配食、見守り等）のモデル構築をプロジェクトの1つに位置付けている。

既に ICT を利活用した見守り事業に取り組んでいる自治体も少なくない。都道府県が ICT を利活用した高齢者の見守りネットワーク構築を推進した事例の1つに、岩手県による ICT を活用した高齢者安否確認見守りシステム整備事業がある。この事業は、岩手県（岩手県社会福祉協議会）と岩手県立大学の官民協働事業として行われ、高齢者が自宅の電話（固定・携帯）から安否確認の情報を発信、各地域の見守りセンター（社会福祉協議会）がこれを受信して安否確認を行う仕組みを構築したものである。この事業では、県外を含む複数の市町村（社会福祉協議会）が参画し、地域性の異なるエリアで広域的に検証することで、実効性のある実証実験を可能とした。

高齢者等の見守り活動については、技術革新に伴い、今後の ICT 利活用が期待されている分野でもあり、超高齢社会において、従来の手法だけでは対処できない課題も生じてきている。政府の施策、他の自治体等による取り組み事例や課題、技術革新による最新動向を調査・分析し、県における将来的な地域福祉支援計画への反映等も検討されたい。

(7) 高齢者居室等整備資金貸付事業について

意見 (III-4 (7))  
 県は、高齢者と家族との間の好ましい家族関係を維持するため、居室等を整備する場合の資金について貸付事業を行っているが、延滞債務者への対応手続についての規程やルールが明文化されていない。  
 債務者の就業状況や所得金額等は年々変化しており、また、転居等により住所不明となる可能性もあることから、すべての延滞債務者について、継続的に接触し、現況調査を行う必要がある。また、そのような現況調査の実施方針や、調査結果を踏まえた分割返済額・期間の決定方針、返済を減免できる場合の定義等、返済に関する対応手続についての具体的な方針を規程やルールにより明文化し、県として公平・公正かつ一貫性をもって返済に向けた取り組みを行う必要がある。

① 事業の目的

高齢者居室等整備資金貸付事業は、60 歳以上の高齢者と家族との間の好ましい家族関係を維持するため、居室等を整備する場合に必要な資金を貸し付けることにより、高齢者の福祉の向上を図るものである。

② 事業の概況

当該貸付事業は、山梨県高齢者居室等整備資金及び重度心身障害者居室等整備資金貸付条例（平成 9 年最終改正）に基づき、以下の条件により実施される。

主な項目	貸付条件
貸付対象 (条例第 3 条)	県内に在住する親族である 60 歳以上の高齢者と同居する者であつて、高齢者の使用する居室等を真に必要とし、自力で増築、改築、又は改造することが困難な者。
貸付限度額 (条例第 6 条第 1 項)	2,264,000 円
貸付利率 (条例第 6 条第 4 項)	3%以内 (貸付決定時の財政融資資金の貸付利率が年 3%未満のときは当該利率)
償還期限 (条例第 6 条第 2 項)	資金の交付を受けた月の翌月の初日から起算して 10 年以内
償還方法 (条例第 6 条第 5 項)	元利均等月額償還

平成 25 年度末の貸付残高等の概況は以下のとおりである。

貸付残高	15 名	14,917,941 円
収入未済 (延滞)	※14 名	(元金) 14,721,941 円 (利息) 2,273,158 円

※収入未済のうち、11 名は平成 25 年度まで分割による返済が継続している。残る 3 名は平成 25 年度において返済がなかった。  
 (出典：長寿社会課提供「平成 25 年度末 高齢者居室等整備資金貸付残高」)

③ 延滞に係る県の取り組み状況

当該貸付資金の返済が滞った場合には、県から債務者宛に文書や電話で催告を行っている。また、継続的な返済を確保する観点から、県は、分割で少額の返済を行うことも認めており、この場合には、毎月、返済額や債務残額などについて直接通知を行っている。

これとは別に、返済が遅延する傾向にある債務者に対して、県と山梨県社会福祉協議会が連携し、個別面接によるヒアリングを実施し、生活状況や返済計画などについて債務者に直接確認するとともに、返済を促している。

返済に応じられない債務者についても、債務者等との面接又は電話連絡により、就業や療養の状況、世帯収入、月々の生活費、保有資産、公的機関からの援助、当該貸付資金以外の債務の状況、滞納の原因、返済の意思、返済方法について確認している。

当該貸付資金の福祉的な性格や債務者の生活状況を踏まえ、民事訴訟などの法的手段に訴えることが必ずしも最善ではない場合もあるため、県としては、債務者との話し合いを基本として、少しずつでも着実な返済を促していく取り組みを行っている。

このような県の取り組みに関し、各延滞債務者への最終連絡・督促の状況は以下のとおりであった。

図表Ⅲ-4 (7) 延滞債務者に対する最終連絡・督促の状況

債務者	貸与年月	最終連絡・督促	収入未済 (平成25年度末)	
			元金	利息
A	昭和53年3月	平成25年12月	581,341円	144,895円
B	昭和55年10月	平成26年3月	804,000円	119,314円
C	昭和55年10月	平成17年3月	318,000円	48,914円
D	昭和56年3月	平成26年11月	157,000円	26,514円
E	昭和57年3月	平成26年2月	295,100円	48,911円
F	昭和61年8月	平成25年10月	863,300円	127,524円
G	昭和62年1月	平成26年1月	705,600円	103,654円
H	昭和62年10月	平成26年11月	1,531,900円	225,374円
I	昭和63年3月	平成26年11月	1,097,200円	156,000円
J	昭和63年8月	平成26年11月	1,745,700円	249,374円
K	平成元年7月	平成26年11月	1,957,800円	336,374円
L	平成5年3月	平成26年6月	1,074,500円	164,170円
M	平成5年9月	平成26年6月	1,576,000円	228,770円
N	平成8年4月	平成26年9月	2,014,500円	293,370円

(出典：長寿社会課提供「平成25年度末 高齢者居室等整備資金貸付残高」及び「回収の取り組み」)

表中の「最終連絡・督促」欄に記載のとおり、基本的には平成26年度まで継続的に連絡・督促が行われているが、債務者Cについては、平成17年3月以降、何らの接触も行われていない。また、そのような接触手順も含め、収入未済のある債務者への対応手続についての規程やルールが明文化されていない。

債務者の就業状況や所得金額等は年々変化しており、また、転居等により住所不明となる可能性もあることから、すべての延滞債務者について、継続的に接触し、現況調査を行う必要がある。また、そのような現況調査の実施方針や、調査結果を踏まえた分割返済額・期間の決定方針、返済を減免できる場合の定義等、返済に関する対応手続についての具体的な方針を規程やルールにより明文化し、県として公平・公正かつ一貫性をもって返済に向けた取り組みを行う必要がある。

(8) 介護人材確保に関する取り組み体制

意見(Ⅲ-4(8))  
長寿社会課が中心となって策定した健康長寿やまなしプラン(平成27年度～平成29年度)においては、介護人材の需給バランスが取れていない状況の中、平成37年には

現状の1.4倍程度の介護人材が必要となると見込まれ、人材養成や処遇改善、介護の職場環境の改善、介護の仕事に関する理解促進とイメージアップが課題である、との認識が示されている。  
こうした諸課題への取り組みを効果的に行い、介護人材確保の実現に結びつけるために、健康長寿やまなしプランの推進を担う長寿社会課において、関係課・関係部局との調整や施策間の連携に特に留意しながら総合的に取り組みたい。

健康長寿やまなしプラン(平成27年度～平成29年度)では、高齢化の進展による介護職員の不足に対し、福祉に関心をもつ高校生を対象とした研修の実施など介護人材の養成に関する取り組みが検討されている。また、潜在的資格取得者の掘り起こしや再就労者の支援など人材確保に関する取り組みが検討されている。

こうした取り組みは、当然に個々の施策として効果を生み出すことが期待されるが、健康長寿やまなしプランで示された諸課題に的確に対応し、人口そのものが減少傾向にある中においても必要な介護労働力を確保していくためには、介護人材の確保を所掌する福祉保健総務課の関連施策・事業や、就業支援・労働福祉の推進を所掌する産業労働部の関連施策・事業との連携をより一層強化していくことが必要であり、長寿社会課が高齢者福祉施策を展開する中で蓄積してきた情報・ノウハウ・経験も有効に活かしつつ総合的に取り組むことにより、更に高い効果を生み出すことができるものと考えられる。



5. 福祉保健部国保援護課

(1) 福祉保健部国保援護課の業務の概要

国保援護課では、後期高齢者医療制度の助言、後期高齢者医療審査会の運営、国民健康保険の指導監督、国民健康保険審査会の運営、保険医療機関等の指導監督等の業務を行っている。

(2) 高齢者福祉に関連する主な事業

① 後期高齢者医療制度の助言

後期高齢者医療制度は、高齢化に伴う医療費の増大が見込まれる中で、高齢者と若年世代の負担の明確化等を図る観点から75歳以上の高齢者等を対象として、平成20年4月に施行された制度である。

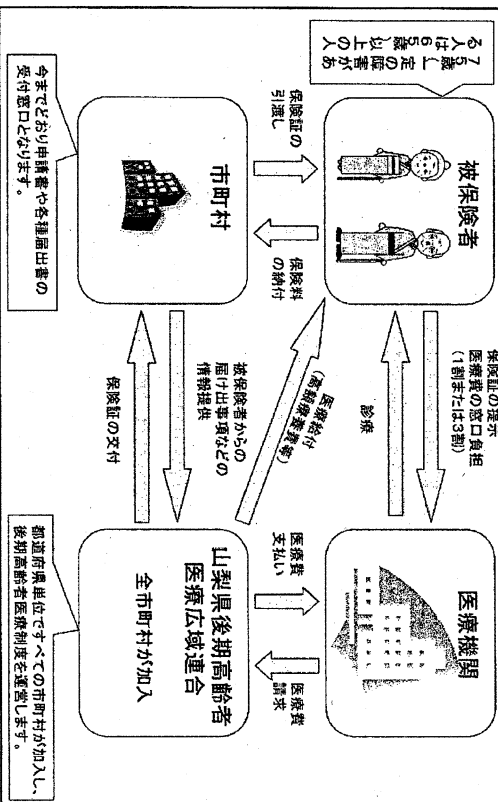
山梨県においては、山梨県内の全ての市町村が加入し運営を行っている特別地方公共団体である山梨県後期高齢者医療広域連合が主体となり、被保険者の資格管理、保険料の賦課決定や、医療を受けたときの給付などを行っている。

国保援護課は、運営主体である山梨県後期高齢者医療広域連合や市町村に対して助言及び援助を行っている。

図表Ⅲ-5 (2) ① 後期高齢者医療制度のしくみ

後期高齢者医療制度のしくみ

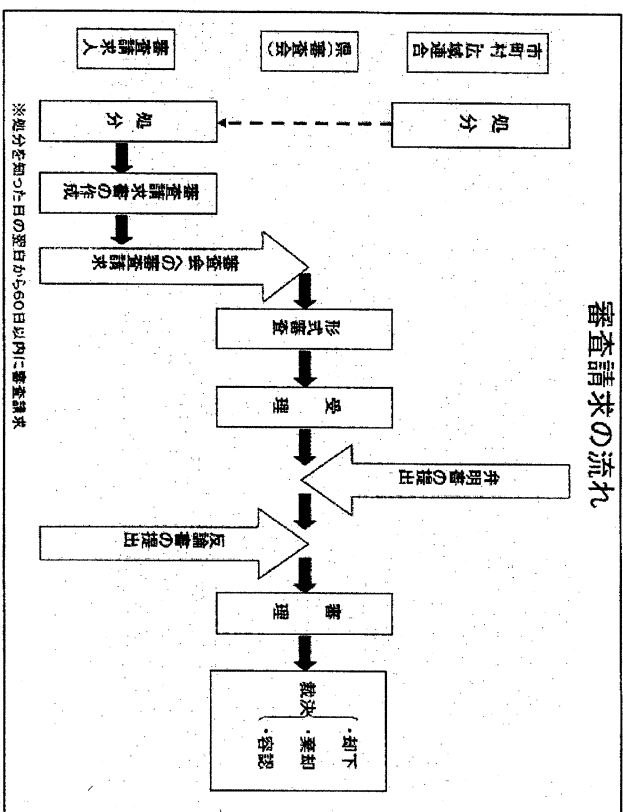
後期高齢者医療制度は、75歳(一定の障害がある人は65歳)以上のすべての人が加入し、都道府県ごとに設置されている後期高齢者医療広域連合と市町村が協力して運営します。



② 後期高齢者医療審査会の運営

後期高齢者医療審査会は、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき都道府県ごとに設置され、山梨県後期高齢者医療広域連合や市町村が行った処分が法律や条例等に基づき、正しく処分(決定)されているかを審理し、裁決を行う。

図表Ⅲ-5 (2) ② 山梨県後期高齢者医療審査会審査請求の流れ



(出典：山梨県ホームページ「山梨県後期高齢者医療審査会審査会の流れ」より抜粋)

6. 福祉保健部子育て支援課

(1) 業務の概要

① 子育て支援課の業務の概要

子育て支援課は、やまなし子育て支援プランに基づく施策の推進、平成27年度から実施される子ども・子育て関連3法に基づく子ども・子育て支援新制度への対応、児童健全育成対策、児童虐待防止対策、母子家庭・寡婦・父子家庭の福祉対策、児童手当の認定・支給事務の指導、児童扶養手当の認定・支給などを行っている。

② やまなし子育て支援プラン後期計画の概要

やまなし子育て支援プランとは、山梨県の県政運営の基本指針である「チャレンジ山梨行動計画」に基づき、子育て支援のための具体的な7つの施策の方向を示した、次世代育成支援対策推進法9条に基づく法定計画である。同計画の概要は次の通りである。

〔やまなし子育て支援プラン後期計画の概要〕要約)

(経緯)

- 平成15年7月に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成17年2月に「やまなし子育て支援プラン前期計画」(平成17年度から21年度の5か年計画)を策定した。
- 県、市町村、企業の子育て支援の取組にもかかわらず、依然少子化が食い止められていない状況であった。
- 平成21年までに同計画の内容について見直しを行い、少子化対策の抜本的な拡充、強化を図るため、平成22年3月に「やまなし子育て支援プラン後期計画」(平成22年度から26年度の5か年計画)を策定した。

(計画の進捗管理)

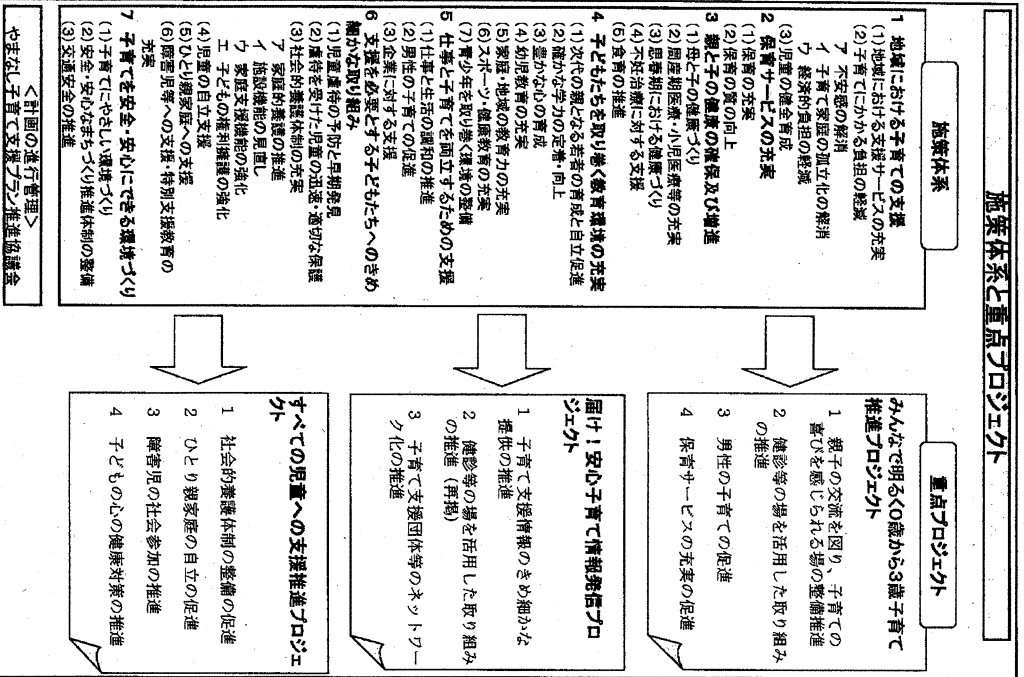
- 利用者の視点に立った指標等により、点検・評価を実施 (PDCAサイクルの確立による実効性の確保)
- 数値目標
- 放課後児童クラブ実施数、3歳未満児の保育人数、里親委託率等32項目
- 利用者の視点に立った指標
- 子育て支援サービスの認知度・利用率、サービスに対する満足度等

(計画の推進体制)

○山梨県少子化対策推進本部を中心として全庁的に推進

○やまなし子育て支援プラン推進協議会から意見を聞き推進

図表Ⅲ-6 (1) やまなし子育て支援プラン後期計画の全体像



(出典：「やまなし子育て支援プラン後期計画」から抜粋)

(2) 少子化対策に関連する主な事業

- ① 放課後児童対策事業
 

児童保護者のいない主に小学校低学年児童を対象に、学校の余裕教室や児童館等住民に身近な社会資源を活用し、児童の育成・指導を行い、健全育成の向上を図る。
- ② 乳幼児医療対策事業
 

子どもを持つ家庭の経済的負担の軽減を図り、また、乳幼児医療の早期発見と早期治療を促進することで乳幼児を大切に育てる環境づくりを推進する。
- ③ 病児・病後児保育事業
 

保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合の保育需要に対応するため、病院・保育所等において病気の児童を一時的に保育するほか、保育中に体調不良となった児童への緊急対応並びに病気の児童の自宅に訪問するとともに、その安全性、安定性、効率性等について検証等を行うことで、安心して子育てができる環境を整備し、もって児童の福祉の向上を図る。
- ④ 産休・育休明け保育推進事業
 

親の産休・育休期間が終了した乳幼児の円滑な保育所入所を進めるため、保育士を加配して対応している民間保育所に、市町村が助成した場合に補助する。
- ⑤ 延長保育促進事業
 

就労形態の多様化等に伴う延長保育の需要に対応するため、民間保育所の開所時間(11時間)を超えた保育の促進を図る。
- ⑥ 安心こども基金事業 (保育所等緊急整備事業)
 

保育施設等を質・量ともに充実し、子育て支援のための機能の充実を図る。
- ⑦ 安心こども基金事業 (保育士等処遇改善臨時特例事業)

保育士の人材確保を推進する一環として、保育士の処遇改善に取り組み私立保育所への資金の交付を行うことにより保育士の確保を進める。

⑧ 安心こども基金事業（次世代育成支援対策推進事業）

市町村が次世代育成支援対策推進法に基づき作成した市町村行動計画の推進を図るため、次世代育成支援対策に資する事業に要する経費を、安心こども基金により果が補助する。

⑨ ひとり親家庭医療費助成事業

ひとり親家庭の親と子の健康の増進と福祉の向上を図るため、医療費の自己負担分を助成した市町村に対し助成する。

⑩ ひとり親家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭等の要請に応じ、家庭生活支援員を派遣し、乳幼児の保育や病人の看護、家事等を行い、ひとり親家庭等の生活の安定を図る。

図表Ⅲ-6(2) ① 主な少子化対策事業に係る補助金概要

No	補助金名	実施内容
1	放課後児童健全育成事業費補助金	年間平均登録児童数が10人以上で開設日数が250日以上 の放課後児童クラブの運営費を補助する。国庫補助がある。 [25年度の事業]23市町村 204カ所
2	乳幼児医療費助成事業費補助金	乳幼児疾病の早期発見と早期治療を促進するため、市町村が 支給する乳幼児医療費助成金の一部を補助する。 [25年度の事業]1647,006件
3	病児・病後児保育事業費補助金	病児・病後児が病院や保育所の医務室などを活用し、対応を 可能とする体制の整備を図るため、看護師・保育士の加配等 の経費を補助する。 [25年度の事業]10市町村 25カ所
4	産休・育休明け保育推進事業費補助金	1歳児に対して保育士を加配する経費を助成する。1歳児1 人当たり月額8,200円を支給する。 [25年度の事業]11市町村 66保育所
5	延長保育促進事業費補助金	[25年度の事業]12市町村 83保育所

No	補助金名	実施内容
6	保育所等緊急整備事業費補助金	待機児童解消のための保育所の創設や老朽改築による保育 環境整備などの保育所の施設整備に要する費用の一部を補 助する。 [25年度の事業] 保育所緊急整備事業3カ所、 子育て支援のための拠点施設整備事業1カ所
7	保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金	保育所運営費の民間施設給与等改善費を基礎に、保育士等の 処遇改善に要する費用を私立保育所に交付する。 [25年度の事業]対象となる私立保育所は106保育所
8	次世代育成支援対策推進事業費補助金	市町村が実施する以下の8事業の経費について助成する。 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、ファミリー・サ ポート・センター事業、子育て短期支援事業、地域子育て支 援拠点事業、一時預かり事業、へき地保育事業、子どもを 守る地域ネットワーク機能強化事業 [25年度の事業]23市町村
9	ひとり親家庭医療費助成事業費補助金	医療費の自己負担分（入院時食事時療養費を除く）を助成し た市町村に対し、助成額の1/2を補助する。 [25年度の事業] ひとり親家庭医療費助成事業費補助金 194,606件 237,081千円 ひとり親家庭医療費支給事務費補助金 188,552件 8,851 千円 ひとり親家庭医療費対策事業費補助金 104,978件 29,335 千円

（出典：子育て支援課作成資料「包括外部監査ヒアリング資料」から要約）

図表Ⅲ-6(2) ② 平成25年度補助金支出状況

No	事業名	補助金名	平成25年度予算	平成25年度実績
1	放課後児童対策事業	放課後児童健全育成事業費補助金	350,476	335,528
2	乳幼児医療対策事業	乳幼児医療費助成事業費補助金	626,000	577,443
3	病児・病後児保育事業	病児・病後児保育事業費補助金	102,951	99,341
4	産休・育休明け保育推進事業	産休・育休明け保育推進事業費補助金	49,237	45,251
5	延長保育促進事業	延長保育促進事業費補助金	311,058	270,399
6	安心こども基金事業（保育所等緊急整備事業）	保育所等緊急整備事業費補助金	414,289	280,092

（単位：千円）